
6003. 担保提供書変更

業務コード	業務名
TTE	担保提供書変更

1. 業務概要

「担保提供書変更呼出し（TTD）」業務により呼出した申請情報について、変更または撤回申し出の旨を登録する。

(1) 申請変更

申請情報に不備があった場合等に、申請情報の変更を行う。当業務の入力内容は「担保提供書提出（TTT）」業務に準じる。

(2) 撤回申し出

申請が不要となった場合等に、処理区分コードにより撤回申し出の旨を入力し、申請情報の撤回申し出を行う。

2. 入力者

通関業、輸出入者、汎用申請者

3. 制限事項

(1) 担保DBの1の担保登録番号に対して、有効な担保登録票は最大15であること。

(2) 担保DBの1の担保登録番号において、担保提供金額が10兆円未満であること。

(3) 申請変更の場合は、既に行われている変更回数（担保提供書提出番号の11桁目）が7以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②TTT業務により申請を行った利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 担保提供書DBチェック

①入力された担保提供書提出番号が存在すること。

②入力された申請先税関官署が登録されている申請先税関官署と同一であること。

③入力された担保提供書提出番号に係る申請情報が是認、変更、撤回申し出または撤回容認されていないこと。

(4) 担保DBチェック

(A) 申請変更（積増し）の場合

①入力された担保登録番号が存在すること。

②入力された担保登録番号に係るすべての担保登録票が解除済みでないこと。

③入力された担保種別コードが登録されている担保種別コードと同一であること。また、当該担保が据置担保であること。

④据置担保（官署別）の場合は、入力された申請先税関官署と担保を登録した税関官署が同一であること。この場合、政令派出所は元官署と同一官署であるとみなす。以下、税関官署の同一チェックにおいて同様とする。

⑤入力された担保提供者コードが登録されている担保提供者コードと同一であること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

⑥保全担保（引取用）提供額が入力された場合（保全担保（引取用）の積増し）は、担保提供原因コード「K07」が登録されていること。

(B) 申請変更（訂正）の場合

①入力された担保登録番号が存在すること。

②入力された担保登録番号に係るすべての担保登録票が解除済みでないこと。

③入力された担保種別コードが登録されている担保種別コードと同一であること。また、当該担保が据置担保（一括）であること。

④入力された担保提供者コードが登録されている担保提供者コードと同一であること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

⑤包括納期限延長申請表示に「1」が入力された場合（包括納期限延長担保の訂正）は、担保提供原因コード「HEN」が登録されていること。

⑥訂正（引取金額）の場合は、担保提供原因コード「K07」が登録されていること。

⑦訂正（引取金額）の場合は、入力された保全担保（引取用）提供額が登録されている担保提供金額から引落とし済額を引いた額以下であること。

(C) 申請変更（更新）の場合

①入力された担保登録番号が存在すること。

②入力された担保登録番号に係るすべての担保登録票が解除済みでないこと。

③入力された担保種別コードが登録されている担保種別コードと同一であること。また、当該担保が据置担保（官署別）または据置担保（一括）であること。

④据置担保（官署別）の場合は、入力された申請先税関官署と担保を登録した税関官署が同一であること。

⑤入力された担保提供者コードが登録されている担保提供者コードと同一であること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

⑥担保提供原因コード「HEN」が登録されていること。

(5) 輸入申告DB等チェック

個別担保の登録の場合は、輸入申告DBまたは移出輸入申告DB（以下、輸入申告DB等という。）に対し以下のチェックを行う。

①入力された輸入申告等の番号が存在すること。

②入力された輸入申告等の番号に対して、既に個別担保が登録されていないこと。

③入力された輸入申告等の番号に対して、既に据置担保が2つ登録されていないこと。（特例申告の場合を除く）

④入力された輸入申告等の番号が、撤回済みでないこと。

⑤入力された輸入申告等の番号が、手作業移行済みでないこと。

⑥入力された輸入申告等の番号が、無効でないこと。

⑦入力された輸入申告等の番号が、BP承認済みでないこと。

⑧入力された輸入申告等の番号が引取申告の場合に、引取許可済みでないこと。

⑨入力された輸入申告等の番号が特例申告の場合に、特例申告受理済みでないこと。

⑩入力された輸入申告等の番号が引取申告、特例申告以外の場合に、輸入許可済みでないこと。

⑪担保提供者が輸入者、または未入力の場合（無符号輸入者の担保）は、入力された使用可能通関業者コードが輸入申告等の申告予定者と同一であること。また、特例申告の場合は特例申告通関業者と同一であること。

- ⑫担保提供者が輸入者の場合は、入力された担保提供者コードの先頭8桁または13桁が、輸入申告等の輸入者または輸入取引者の先頭8桁または13桁と同一であること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。
- ⑬担保提供者が通関業の場合は、入力された担保提供者コードが輸入申告等の申告予定者と同一であること。また、特例申告の場合は特例申告通関業者と同一であること。
- ⑭輸入申告の場合は、入力された申請先税関官署が輸入申告等の申告予定税関官署と同一であること。また、特例申告の場合は、入力された申請先税関官署が輸入申告等の特例申告予定税関官署と同一であること。
- ⑮担保提供者が輸入者、かつ使用可能通関業者コード欄に「999」が入力された場合、輸入申告等に自社通関の旨が登録されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 担保提供書提出番号の払出し処理

担保提供書提出番号の枝番を1加算する。

(3) 使用可能官署登録処理

据置担保(一括)の申請変更(登録)及び申請変更(訂正(指定官署))の場合は、以下の処理を行う。

- ①使用不可能表示に「0」が入力された場合は、税関毎に包括的または個別に指定された官署を使用可能官署とする。
- ②使用不可能表示に「1」が入力された場合は、税関毎に包括的または個別に指定された官署以外の官署を使用可能官署とする。
- ③使用不可能表示及び全税関の包括指定表示に「0」を入力し、全税関の個別官署コードを入力しない場合は、全税関を包括的に指定したものとみなし、全税関官署を使用可能官署とする。

(4) 担保DB処理

申請変更(積増し、訂正及び更新)の場合は、担保DBから担保情報を取得する。

(5) 担保提供書DB処理

- ①変更後の枝番情報について、入力内容、処理結果及び担保情報で登録、更新する。なお、撤回申し出の場合は処理区分のみ更新し、その他の内容は変更前の枝番情報を引き継ぐ。
- ②変更前の枝番情報に削除対象の旨を登録する。

(6) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
担保提供書変更結果情報	正常終了の場合	入力者
担保提供書変更控情報 (包括納期限延長申請控 情報兼用)	正常終了の場合	入力者 申請先税関官署 (収納担当部門)

7. 特記事項

(1) 担保提供者と使用可能通関業者の関連は、次の通りである。

担保種別	担保提供者	使用可能通関業者
個別担保	輸入者	①通関業者コード（通関業者コード所有の輸入者の場合は、「999」も可*1） ②1社のみ入力可（必須入力）
	システムに登録されていない輸入者	①通関業者コード ②1社のみ入力可（必須入力）
	通関業者	指定不可
据置担保（官署別）	輸入者	①通関業者コード（通関業者コード所有の輸入者の場合は、「999」も可*1） ②3社まで入力可 ③省略した場合は、全ての通関業者が利用可
	通関業者	指定不可
据置担保（一括）	輸入者	指定不可（全ての通関業者が利用可）
	通関業者	指定不可

(*1) 自社通関で使用する可能性がある担保を提供する場合の注意事項

使用可能通関業者コード1～3のいずれかに「999」を入力すること。または使用可能通関業者コードを1つも指定しないこと（据置担保（官署別）の場合）。その他の入力を行った場合、担保引落とし時にエラーとなる。（本業務入力時はチェックができない）

(2) 使用可能官署の指定については、以下の通りである。

なお、個別官署を指定した場合は、システム参加税関官署が追加された場合には使用可能官署への追加を行う必要があるため、留意すること。

入力内容			設定される内容		備考
使用不可能表示	包括指定	個別官署	包括指定	個別官署	
0	0		0		当該税関に属する官署は使用不可 ただし全税関について本指定を行った場合、全ての税関官署が包括的に使用可能
	1		1		当該税関に属する官署は包括的に使用可能
	0	A, B, C...	0	A, B, C...	当該税関に属する官署の内、コード指定した官署のみ使用可能
	1	A, B, C...			(エラー)
1	0		1		当該税関は包括的に使用可能
	1		0		当該税関に属する官署は全て使用不可
	0	A, B, C...	0	A, B, C以外	業務時点でシステムに登録されている当該税関の官署の内、コード指定した官署以外の官署が使用可能
	1	A, B, C...			(エラー)

- (A) 使用不可能表示及び全税関の包括指定表示に「0」を入力し、全税関の個別官署コードを入力しない場合
全ての税関官署を包括的に使用可能とする。
- (B) 使用不可能表示に「0」を入力し、全税関の包括指定表示に「1」を入力した場合
全ての税関官署を包括的に使用可能とする。
- (C) 使用不可能表示に「0」を入力し、全税関の全個別官署コードを入力した場合
入力された全ての税関官署を使用可能とする。(包括指定はされない。)
- (D) 使用不可能表示に「1」、全税関の包括指定表示に「0」を入力し、全税関の個別官署コードを入力しない場合
全ての税関官署を包括的に使用可能とする。
- (E) 使用不可能表示及び全税関の包括指定表示に「1」を入力した場合
全ての税関官署を使用不可とする。
- (F) 使用不可能表示に「1」を入力し、全税関の全個別官署コードを入力した場合
全ての税関官署を使用不可とする。